

# 記入例

※滋賀県内で充填回収の実績が無かった場合は、各合計欄に「0」を記入する。

- 「設置」…機器を新しく設置する際の充填量
- 「設置以外」…機器を整備・修繕する際の充填量
- 「整備」…機器を整備・修繕する際の回収量
- 「廃棄等」…機器を処分する際の回収量

フロン類充填量及び回収量等に関する報告書

平成 30 年 ○月 ○日

520-8577

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

氏 名 株式会社県庁電気

代表取締役 県庁 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-528-3357

登録番号 25A00000000

封筒に記載の登録番号

担当者氏名 大津 花子

電話番号(携帯可) 080-0000-0000

平日の日中に連絡がつく電話番号

※機器の整備時、一時的に回収したフロンを、そのまま戻した場合は、「整備」の欄に台数のみ計上し、量は計上しない。  
 ※新しく追加で充填したフロンは、追加した分だけ計上する。  
 (例:1台、回収量0kg、追加充填量 0.5 kg)

に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

| CFC                 | (1) エアコンディショナー |      | (2) 冷蔵機器及び冷凍機器 |       | (3) 合計 |       |
|---------------------|----------------|------|----------------|-------|--------|-------|
|                     | 設置             | 設置以外 | 設置             | 設置以外  | 設置     | 設置以外  |
| CFCを充填した第一種特定製品の台数  | 1 台            | 0 台  | 2 台            | 0 台   | 3 台    | 0 台   |
| ①充填した量              | 0.5 kg         | 0 kg | 3 kg           | 0 kg  | 3.5 kg | 0 kg  |
| CFCを回収した第一種特定製品の台数  | (1) エアコンディショナー |      | (2) 冷蔵機器及び冷凍機器 |       | (3) 合計 |       |
|                     | 整備             | 廃棄等  | 整備             | 廃棄等   | 整備     | 廃棄等   |
| ②回収した量              | 0 kg           | 0 kg | 3 kg           | 40 kg | 3 kg   | 40 kg |
| ③年度当初に保管していた量       |                |      |                |       | 5 kg   | 30 kg |
| ④第一種フロン類再生業者に引き渡した量 |                |      |                |       | kg     | kg    |
|                     |                |      |                |       | kg     | kg    |
|                     |                |      |                |       | 8 kg   | kg    |
|                     |                |      |                |       | kg     | 10 kg |

※今年報告する「年度当初に保管していた量」は、昨年報告した「年度末に保管していた量」と原則、同じ数値になる。  
 ※充填用に購入し保管している、新しいフロンは計上しない。

※原則、下記のように合計量が同じになる。

回収した量 + 年度当初に保管していた量



第一種フロン類再生業者に引き渡した量 + フロン類破壊業者に引き渡した量  
 + 法第50条第1項のただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量  
 + 第49条第1号に規定する者に引き渡した量  
 + 年度末に保管していた量

「第49条第1号に規定する者」…都道府県知事が認めたフロン類の引き渡し業者  
 (再生業者か破壊業者にフロン類を引き渡す者)

| HCFC                                 | (1) エアコンディショナー |      | (2) 冷蔵機器及び冷凍機器 |      | (3) 合計 |      |
|--------------------------------------|----------------|------|----------------|------|--------|------|
|                                      | 設置             | 設置以外 | 設置             | 設置以外 | 設置     | 設置以外 |
| HCFCを充填した第一種特定製品の台数                  |                |      |                |      |        |      |
| ⑨充填した量                               |                |      |                |      |        |      |
| HCFCを回収した第一種特定製品の台数                  |                |      |                |      |        |      |
| ⑩回収した量                               |                |      |                |      |        |      |
| ⑪年度当初に保管していた量                        |                |      |                |      |        |      |
| ⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量                  |                |      |                |      |        |      |
| ⑬法第50条第1項のただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量 |                |      |                |      |        |      |
| ⑭第49条第1号に規定する者に引き渡した量                |                |      |                |      |        |      |
| ⑯年度末に保管していた量                         |                |      |                |      |        |      |

| HFC                    |                |      |                |      |        |      |
|------------------------|----------------|------|----------------|------|--------|------|
|                        | (1) エアコンディショナー |      | (2) 冷蔵機器及び冷凍機器 |      | (3) 合計 |      |
|                        | 設置             | 設置以外 | 設置             | 設置以外 | 設置     | 設置以外 |
| HFCを充填した<br>第一種特定製品の台数 | 台              | 台    | 台              | 台    | 台      | 台    |
| ⑰充填した量                 | kg             | kg   | kg             | kg   | kg     | kg   |
| HFCを回収した               | (1) エアコンディショナー |      | (2) 冷蔵機器及び冷凍機器 |      | (3) 合計 |      |
|                        | 整備             | 廃棄等  | 整備             | 廃棄等  | 整備     | 廃棄等  |
| ⑱第49条第1号に規定する者に引き渡した量  |                |      |                |      | 台      | 台    |
| ⑳年度末に保管していた量           |                |      |                |      | kg     | kg   |

「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」  
 …確認証明書を交付した台数のこと(フロン類の回収量ゼロとして、引取証明書を交付した場合は該当しない)

|   | (1) エアコンディショナー | (2) 冷蔵機器及び冷凍機器 | (3) 合計 |
|---|----------------|----------------|--------|
| 法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数 | 台              | 台              | 台      |

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑰+⑱=⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。  
 3 ④第49条第2号に該当する場合は、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

【特記事項】 以下の

- ・回収したフロン類の収
- ・フロン類が回収できない機器があった場合、その機器の種類および台数、その原因
- ・その他、特筆すべき事項がある場合

「第49条第2号に該当する場合」…第一種フロン類再生業の申請者に、フロン類の再生実験のために引き渡し、返却された場合

※複数の事業所を有する場合は、各事業所の滋賀県内での充填回収の実績を集計し、報告すること。

【参考】

CFC …冷媒番号 R11、R12、R502

HCFC …冷媒番号 R123、R124、R22

HFC …冷媒番号 R23、R32、R125、R134a、R143a、R404A、R407C、R410A、R507A